熊本県訓練手当支給要項の一部を改正する要項

熊本県訓練手当支給要項(昭和 62 年熊本県告示第 277 号の 2)の一部を次のように改正 する。

第1条中「第13条第2号」を「第18条第2号」に改める。

第3条第1項第6号中「省令第1条第1項第8号」を「省令第1条第1項第7号」に 改め、同項第11号中「省令附則第2条第1項第1号」を「省令附則第2条第1項第2号」 に改め、同項第12号中「省令第1条第1項第5号」を「省令第1条第1項第4号」に改め、同項第13号中「省令第1条第1項第6号」を「省令第1条第1項第5号」に改め、同項第14号中「省令第1条第1項第6号の2」を「省令第1条第1項第6号」に改める。

第3条第1項第15号を次のように改める。 (15) 経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部 を改正する等の法律(平成13年法律第35号)第1条の規定による廃止前の特定不 況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(昭和58年法律第39号)第 13条第1項若しくは第2項若しくは第14条若しくは特定不況業種等関係労働者の雇 用の安定に関する特別措置法施行規則を廃止する等の省令(平成13年厚生労働省令 第129号)第1条の規定による廃止前の特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関す る特別措置法施行規則(昭和58年労働省令第20号)第11条の規定による特定不況 業種離職者求職手帳又は雇用対策法施行規則附則第8条若しくは第9条の規定によ る石炭鉱業離職者求職手帳の発給を受けている者(石炭鉱業の構造調整の完了等に 伴う関係法律の整備等に関する法律(平成12年法律第16号)第2条の規定による 廃止前の炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法(昭和34年法律第199号) 第8条第1項、第9条第1項又は第9条の2第1項若しくは第2項の規定による炭鉱離職者求職手帳の発給を受けている者を除く。ただし、職場適応訓練に係る訓練 手当の支給についてはこの限りではない。)

第3条第1項に次の1号を加える。

省令第2条第2項第8号の3に規定する北朝鮮当局によって拉致された被害者等 の支援に関する法律(平成14年法律第143号)第3条第2項の帰国被害者等

第3条第2項中「省令第1条第1項第8号」を「省令第1条第1項第7号」に改める。

第4条第2項の表二級地の項中「3940円」を「3930円」に、「3180円」を「3530円」に 改め、同表三級地の項中「3540円」を「3530円」に改める。

第7条第1項中「第8号の2」を「第8号の3」に改める。

別記第1号様式(第9条関係)の⑤職業訓練受講指示書に関する事項の部(4)訓練受 講指示の根拠の項中「□

			1	号	2号		3号		4号		5号	6号	7号
_	8号	8号の2	<u> </u>		10号		11号		12号		13号 7	÷	
	1号	3号	4 F		4号の2	2	5号		6号		7号	7号の2	8号
-	8 号の 2	8 号の3	10 是	T	11 是		12 是	17	改める				

日写

附 則

(施行期日)

- この要項は、告示の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
- 平成15年4月1日前に受けた職業訓練に係る訓練手当の支給については、なお従前の 例による。
- 改正後の第3条第1項第12号に該当する者に係るこの要項の適用については、国際協 定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法が効力を有する平成15年6月30日ま でとする。ただし、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則第
- 2 項ただし書に定める者については、同項ただし書に定める間この要項を適用する。 改正後の第3条第1項第15号に該当する者に係るこの要項の適用については、同号に 規定する特定不況業種離職者求職手帳又は石炭鉱業離職者求職手帳が、それぞれ経済社 会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法の一部を改正する等の法 律附則第2条第1項又は特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法施 行規則を廃止する等の省令附則第2条第1項の規定により効力を有する間とする。

## 熊本県告示第505号

熊本県家畜改良増殖法施行細則(昭和 26 年熊本県規則第 17 号)第 4 条第 1 項の規定に より、家畜体内受精卵移植に関する講習会及び修業試験を次のとおり実施する。

平成 15 年 5 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

講習会の目的

家畜の改良増殖を促進し、畜産振興を図るため、家畜体内受精卵移植に関する知識及 び技術を有する技術者を養成する。

- 講習会の対象家畜及び内容
  - 牛家畜体内受精卵移植
- 講習会の対象者及び人数